

(第 15 章) 寄付金等取扱規程

(目的)

第 1 条

この規程は公益社団法人鹿児島県臨床工学技士会（以下「本会」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄付金の種類及び募集)

第 2 条

本会が受領する寄付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 寄付者が用途を特定せずに寄付した寄付金
 - (2) 特別寄付金 寄付者が寄付の申込みにあたり、あらかじめ用途を特定した寄付金
 - (3) 特定寄付金 本会の会員または本会の会員を含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募集活動を行うことにより受領する寄付金
- 2 本規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
 - 3 本会は、常時、寄付金を募ることができる。

(寄附金の用途等)

第 3 条

一般寄附金は、定款第 4 条の公益目的事業に使用し、一部を管理費として使用するものとする。

2 特別寄附金は、寄附者の指定した用途に使用するものとする。

3 特定寄附金は、本会が指定した用途に使用し、一部を管理費として使用するものとする。

(受領書等の送付)

第 4 条

寄付金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、寄付金の用途、寄付金額およびその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第 5 条

本会が受領する寄付金については、事務所に備え置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

第32条 補則

この規程の改廃は、理事会の議決を経て行なう。

(付則) この規程は、平成 28 年 5 月 から施行する。